

輸入貿易管理規則第4条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項

通商産業省告示第811号（平成12年12月20日）

最終改正 経済産業省告示第347号（平成21年12月10日）

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第四条の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第百三十六号（輸入貿易管理規則第四条の規定に基づき通商産業大臣が告示で定める貨物及び事項を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

一 輸入貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

- 1 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定による公表に係る貨物
- 2 輸入貿易管理令第三条第一項の規定による公表に関し必要となる調査の対象となる貨物
- 3 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく統一規則に基づき税関に提出された適正証明書に係る貨物

二 輸入貿易管理規則第四条第八号の告示で定める事項は、次の1及び2に掲げる区分に応じ、それぞれ当該1及び2に定める事項とする。

- 1 前号1及び2に掲げる貨物 次に掲げる事項（(2)、(3)及び(4)に掲げる事項については当該事項が存在するとき、(7)に掲げる事項については当該事項が判明しているときに限る。）
 - (1) 税関申告番号
 - (2) 承認番号（輸入貿易管理令第四条第一項に基づく輸入の承認に係る承認番号をいう。以下同じ。）
 - (3) 裏書き番号（税関への輸入申告に当たり、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に必要な情報を記録する際に、承認番号ごとに付される番号及びその枝番号をいう。）
 - (4) 輸入の種類及びその承認の種類
 - (5) 税関官署名
 - (6) 申告年月日（税関への輸入申告が行われた年、月及び日をいう。）
 - (7) 通関年月日及び時刻（税関による輸入の許可が行われた年、月、日、時、分及び秒をいう。）
- 2 前号3に掲げる貨物 次に掲げる事項（当該貨物に係る適正証明書の写しが提供された場合を除く。）
 - (1) 荷送人の住所
 - (2) 適正証明書の番号
 - (3) 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の品目分類
 - (4) 適正証明書に記載されたアメリカ合衆国通貨建ての本船甲板渡し価格
 - (5) 適正証明書の有効期間の開始日及び終了日
 - (6) 適正証明書が有効であることについての権限のある当局による認証に係る事項